

第 1 章

概 説

1 「指導基準」の作成の経緯

東京都教育委員会は、各教科の目標や内容の実現状況を把握し、それを指導方法の改善・充実に結び付けることを目的に、次のような学力に関する調査を実施してきた。

- 「基礎的・基本的な内容の定着に関する調査」（平成13年度～平成15年度）
 - ・小学校第4学年と中学校第1学年を対象にした抽出調査
 - ・対象教科は、国語、算数・数学
- 「児童・生徒の学力向上を図るための調査〈教科別の調査〉」（平成15年度～平成18年度（小学校は平成16年度から））
 - ・小学校第5学年と中学校第2学年を対象にした全数調査
 - ・対象教科は、国語、算数・数学、社会、理科、英語（中学校のみ）
 - ・学習に関する意識調査

これまでの調査の結果から、東京都の児童・生徒の学力の定着状況については、全体的にはおおむね良好であるが、国語科及び算数科・数学科の個々の学習状況を見ると、小学校から中学校まで系統的・段階的に学習を積み重ねていくに当たって必要となる基礎的な知識・技能や考え方が十分に身に付いていない児童・生徒がいることが明らかになった。その一例を挙げると、次のとおりである。

【国語】<平成18年度 第5学年対象「児童・生徒の学力向上を図るための調査」より>

○次の文の主語と述語に当たる部分はどれですか。（第3学年及び第4学年の学習内容）

1 きのうち 2 ぼくは 3 千葉県に 4 住んでいる 5 おばさんに 6 手紙を 7 出しました。

本問は、短文の中から主語と述語に当たる部分をとらえることができるかどうかをみる問題で、正答率は、37.1%である。この結果から、「だれが」「何を」「どうした」という文の構成に関する事項やどのような品詞が主語や述語になるのかといった知識・理解の定着が十分ではない児童がいることが分かる。

【算数】<平成15年度 第4学年対象「基礎的・基本的な内容の定着に関する調査」より>

○おかしが6こずつ入ったはこが4はこあります。おかしが全部で何こあるかを求める式はどれですか。（第2学年の学習内容）

ア $6+4$ イ $4+6$ ウ 4×6 エ 6×4

本問は、問題場面から乗数と被乗数をとらえ、立式することができるかどうかをみる問題で、正答率は、78.0%である。この結果から、かけ算の意味を十分に理解しておらず、問題の構造を正しくとらえることが十分ではない児童がいることが分かる。

このような児童・生徒の学力の定着状況の実態を踏まえ、東京都教育委員会は、さらに平成19年度から学習指導要領の国語科及び算数科・数学科に示されている内容に基づいた「基礎的・基本的な事項に関する調査」（小学校第4学年及び中学校第1学年を対象にした抽出調査）を実施し、その調査結果から児童・生徒の「基礎的・基本的な事項」に関するつまずきの傾向や原因を分析することにした。

そして、これらの都の学力に関する調査とともに、国の「全国学力・学習状況調査」の結果分析を基にして、東京都の児童・生徒の学習のつまずきを防ぐために、「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」とその段階的な指導を示した「指導基準」（通称「東京ミニマム」）を作成し、その活用をとおして各学校における授業改善の一層の充実を図ることにした。

2 「指導基準」の基本的な考え方

- (1) 「指導基準」は、児童・生徒の学習のつまずきを防ぐために、「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」を明らかにしたものである。

小学校及び中学校の学習指導要領には、「内容の系統性・段階性」があり、学年ごとに示された内容を児童・生徒が確実に身に付けておかなければ、その後の学年の学習に影響を及ぼすことが考えられる。

例えば、小学校国語科の第1学年及び第2学年で学習する「主語と述語との関係」の知識・理解は、文を適切に読んだり書いたりすることなどの基になる。また、小学校算数科の第2学年で学習する「かけ算九九」の知識・技能は、第3学年以降で学習する2位数や3位数のかけ算やわり算の計算などの基になる。そのため、児童・生徒が「主語と述語との関係」や「かけ算九九」を確実に身に付けていなければ、それ以後の学年の学習のつまずきの要因になると言える。

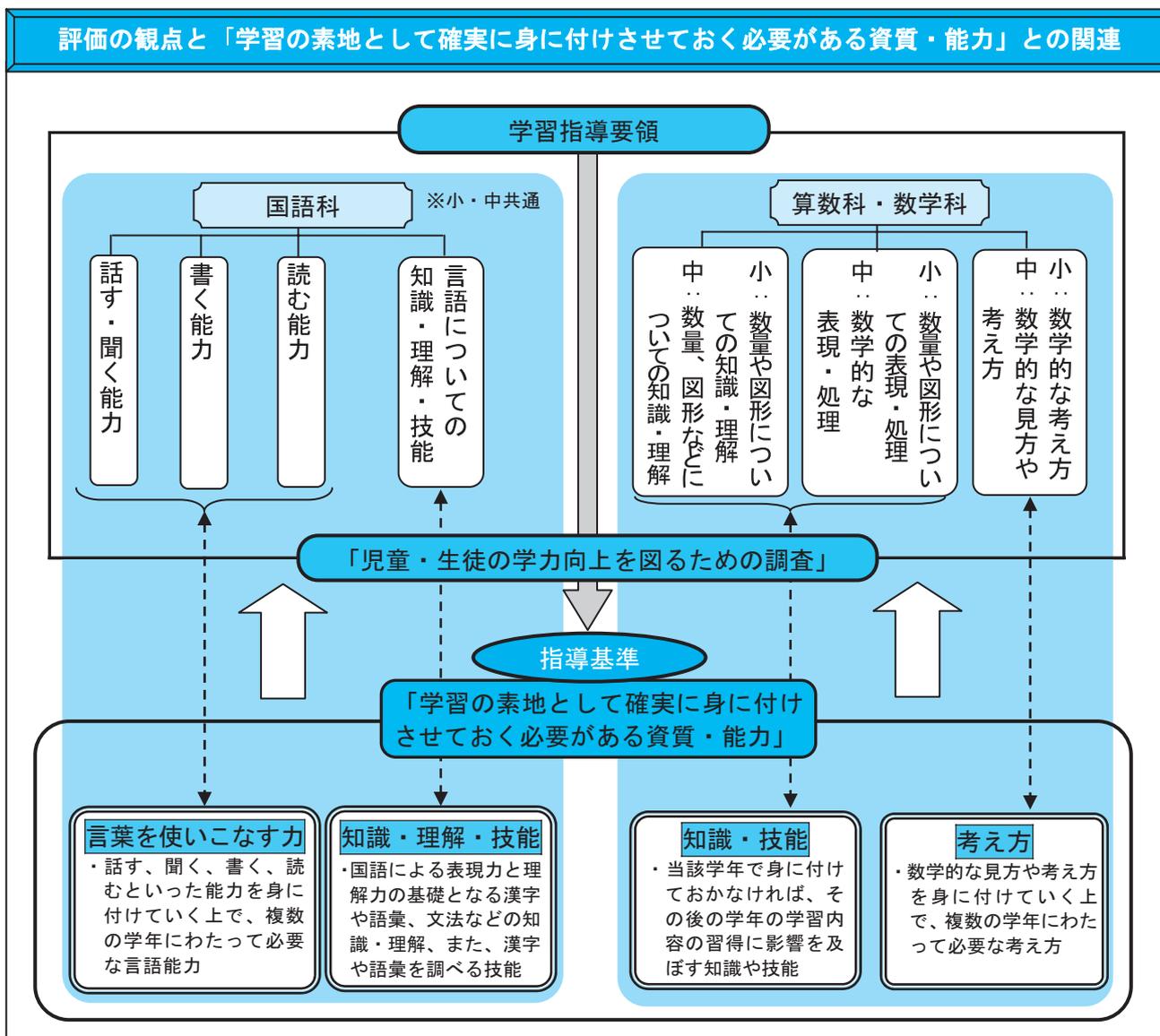
また、国語科の教科目標にある「国語を適切に表現し正確に理解する能力」、算数科の教科目標にある「見通しをもち筋道を立てて考える能力」や数学科の教科目標にある「事象を数理的に考察し表現する能力」といった教科の根幹となる能力を児童・生徒が確実に身に付けるには、教師がその内容を十分に熟知して意図的・計画的に指導を行うことが重要になる。

例えば、小学校国語科の第5学年及び第6学年で学習する「文学的な文章の解釈に関する指導事項」では、叙述に基づいて読み、登場人物の相互関係や心情場面についての描写をとらえ、優れた叙述について自分の考えをまとめることが求められる。しかし、当該学年までに「叙述に基づいて読むこと」の基になる言語能力が身に付いていなければ、この学習のつまずきの要因になると言える。また、小学校算数科の第5学年で学習する「小数のかけ算とわり算」では、計算の仕方について数の相対的な見方や計算の性質を生かして考えることが求められる。しかし、当該学年までに「数の相対的な見方」の基になる考え方が児童に身に付いていなければ、この学習のつまずきの要因になると言える。

このように、児童・生徒が、当該学年で確実に身に付けておかなければ、その後の学年において学習を行う際につまずきの要因になると思われる資質・能力がある。これを、「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」としてとらえ、観点別学習状況の評価の趣旨を踏まえて、その資質・能力の具体的な要素を整理することにした。

このような考えのもと、この「指導基準」では、「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」について、学習指導要領や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等の結果を分析して明らかにした。

そして、児童・生徒に「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」を、次のページの図のように、国語科については「知識・理解・技能」「言葉を使いこなす力」、算数科・数学科については「知識・技能」「考え方」と設定した。



さらに、それらの資質・能力の具体的な要素については、次のように設定した。

「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」	
国語科	<p>知識・理解・技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文のつくり ○話し方 ○言葉遣い ○語句 ○文章のつくり ○文字
算数科・数学科	<p>知識・技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○繰り下がりのあるひき算 ○かけ算 ○作図 ○比例 ○文字を含む式の計算 ○分数 ○測定の技能 ○式の意味の読み ○正の数・負の数の理解 <p>言葉を使いこなす力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○話題をとらえて話し合う力 ○書く事柄を明らかにする力 ○文章を組み立てる力 ○文章を見直す力 ○大体の意味をとらえる力 ○文章を読み、考える力 <p>考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数のいろいろな見方 ○計算の見積り ○量の大きさについての見当付け ○いろいろな観点からの図形の見方 ○変化の様子への着目 ○割合の見方

(2) 「指導基準」は、児童・生徒のつまづきを防ぐために、「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」をどのように段階的に指導するのかを明らかにしたものである。

小学校及び中学校の学習指導要領には、「内容の系統性・段階性」があるように、児童・生徒に学習の素地となる資質・能力を確実に身に付けさせていくためには、一つ一つ段階的に指導していくことが求められる。そこで、「指導基準」では、「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」を各学年段階においてどのように指導するのかを明らかにした。

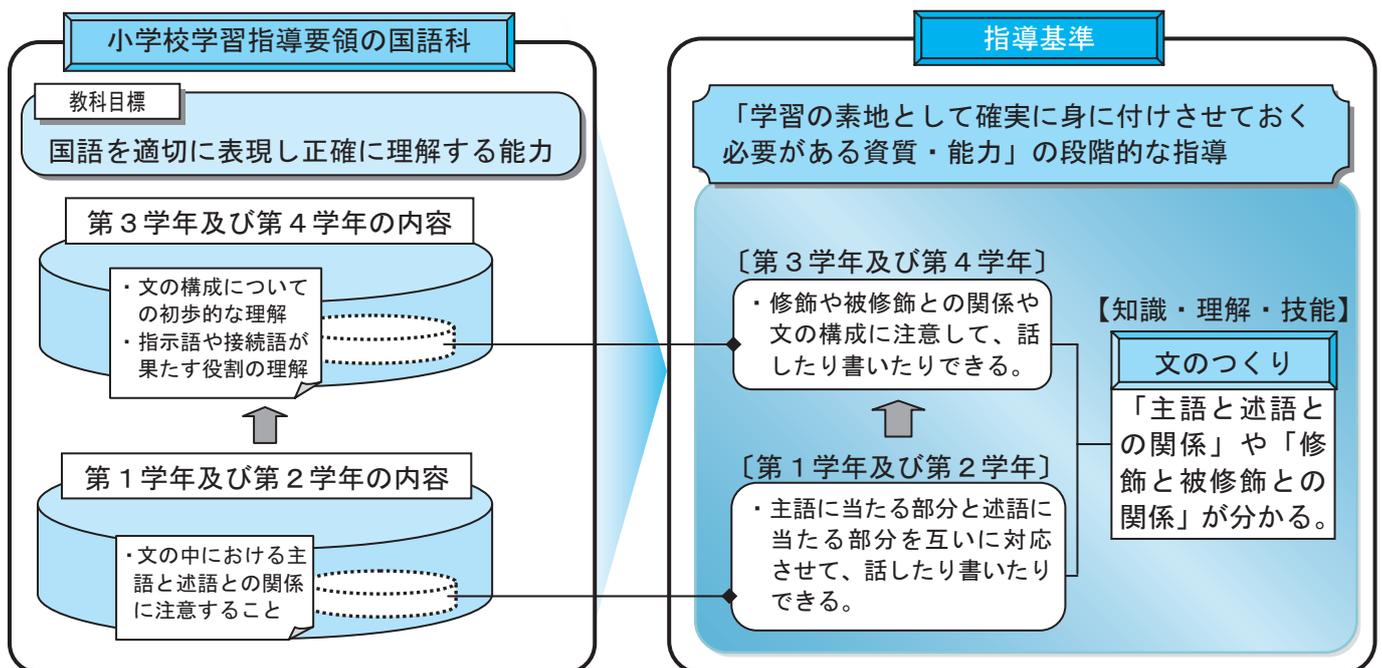
例えば、小学校学習指導要領の国語科の教科目標に示されている「国語を適切に表現し正確に理解する能力」を育てるためには、学習の素地として『主語と述語との関係』や『修飾と被修飾との関係』が分かる」といった〔文のつくり〕（知識・理解・技能）を確実に身に付けさせるようにする必要がある。

そのためには、

- ・第1学年及び第2学年の「文の中における主語と述語との関係に注意すること」の学習において、主語に当たる部分と述語に当たる部分を互に対応させて、話したり書いたりできるようにする
- ・第3学年及び第4学年の「文の構成についての初歩的な理解」の学習や「指示語や接続語が果たす役割の理解」の学習において、修飾や被修飾との関係や文の構成に注意して、話したり書いたりできるようにする

といったように複数の学年にわたって、〔文のつくり〕にかかわる段階的な指導を、教師が意図的・計画的に行っていくことが重要である。

このように、小学校学習指導要領の国語科の目標・内容と「指導基準」の「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」の段階的な指導との関連を表すと次の図のようになる。



また、例えば、小学校学習指導要領の算数科の学年目標に示されている「計算の仕方を考え、適切に用いることができるようにする」といった能力を育てるためには、学習の素地として「およその数で計算し、結果を確かめることができる」といった〔計算の見積り〕（考え方）を確実に身に付けさせるようにする必要がある。

そのためには、

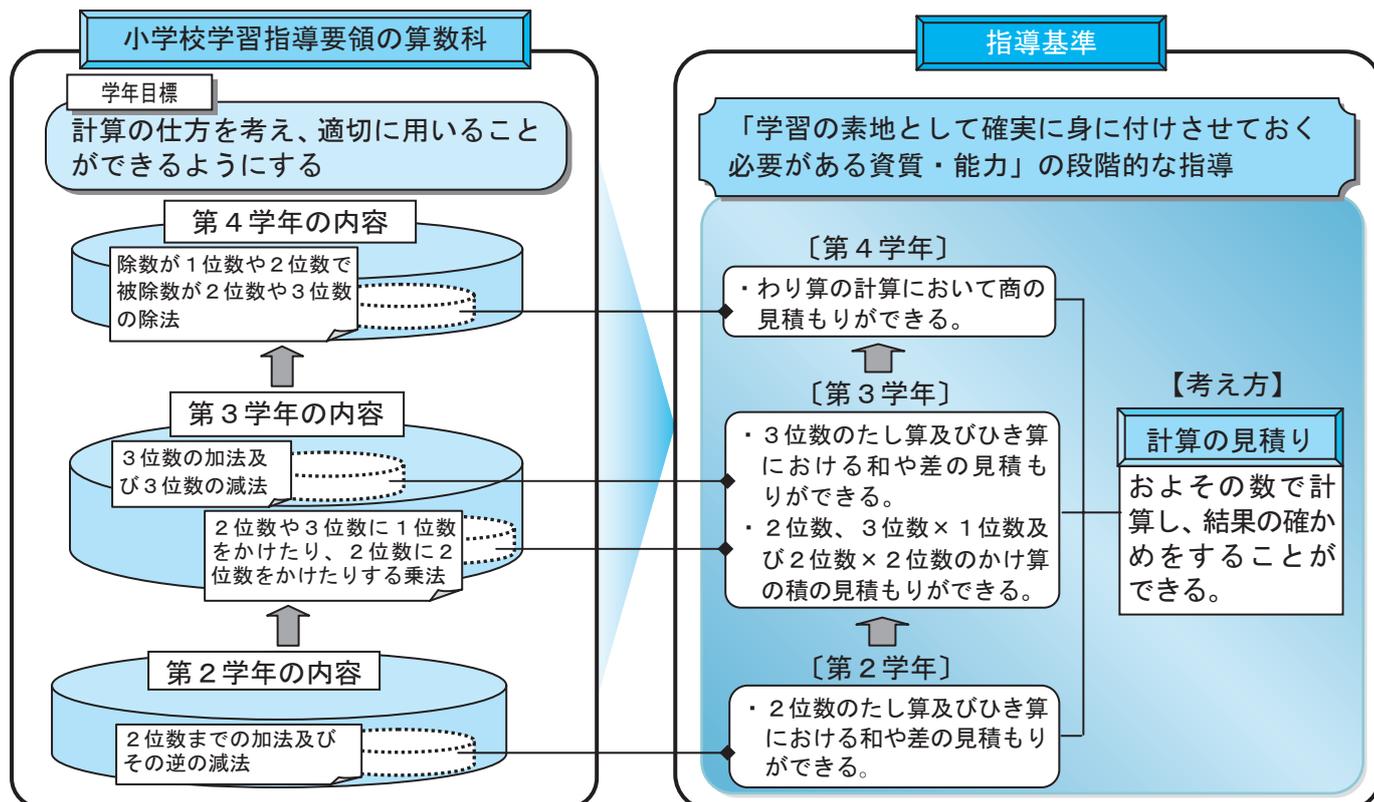
- ・第2学年の「2位数までの加法及びその逆の減法」の学習において、2位数のたし算及びひき算における和や差の見積もりができるようにする
- ・第3学年の「3位数の加法及び3位数の減法」の学習において、3位数のたし算及びひき算にお

ける和や差の見積もりができるようにする

- ・第3学年の「2位数や3位数に1位数をかけたり、2位数に2位数をかけたりする乗法」の学習において、2位数、3位数×1位数及び2位数×2位数のかけ算の見積もりができるようにする
- ・第4学年の「除数が1位数や2位数で被除数が2位数や3位数の除法」の学習において、わり算の計算における商を見積もることができるようにする

といったように複数の学年にわたって、「計算の見積り」にかかわる段階的な指導を、教師が意図的・計画的に行っていくことが重要である。

このように、小学校学習指導要領の算数科の目標・内容と「指導基準」の「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」の段階的な指導との関連を表すと次の図のようになる。



児童・生徒の学習のつまづきを防ぐためには、教師がこの「指導基準」を活用して、「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」の内容を熟知し、それを身に付けさせるために段階的な指導を意図的・計画的に行いながら常に学習の定着状況を把握し、定着が不十分な場合には補充的な指導を繰り返し行っていくことが必要である。

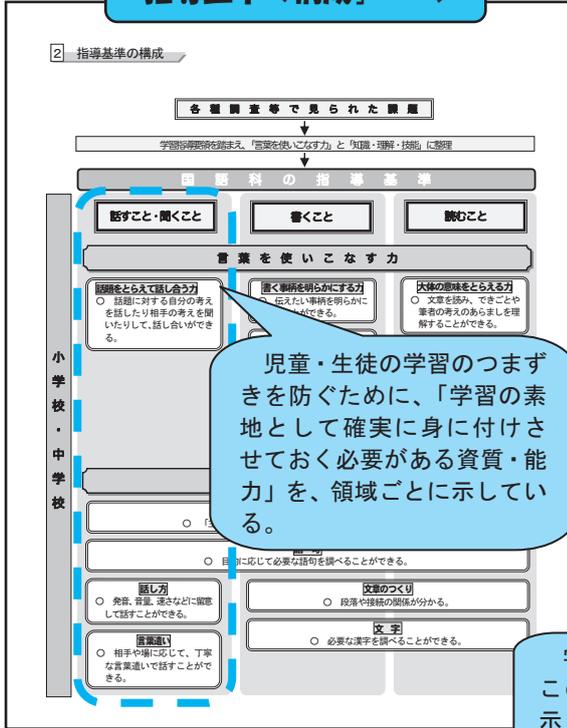
- (3) 「指導基準」は、今後実施する「基礎的・基本的な事項に関する調査」などにおける東京都の児童・生徒の実態や新しい学習指導要領の目標・内容の分析に基づいて改訂していくものである。

「指導基準」として明らかにした「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」の具体的な要素とその段階的な指導については、平成19年度に実施した「基礎的・基本的な事項に関する調査」による東京都の児童・生徒の実態を基にして作成したものである。

「指導基準（改訂版）」は、平成20年度の本調査及び平成21年度の国の「全国学力・学習状況調査」における東京都の児童・生徒の実態や新しい学習指導要領(平成20年3月告示)の目標・内容の分析に基づいて改訂した。

3 「指導基準」の構成

「指導基準の構成」ページ



児童・生徒の学習のつまずきを防ぐために、「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」を、領域ごとに示している。

学習指導要領のこの領域の概要を示している。

資質・能力ごとの「段階的な指導」ページ

イ 「言葉を使いこなす力」の段階的な指導

① 「話題をとらえて話し合う力」を育てる段階的な指導

「話題をとらえて話し合う力」とは、話題に対する自分の考えを話したり相手の考えを聞いて、話し合いができることである。

その指導に当たっては、例えば、第1学年及び第2学年では、経験したことがある話題について、自分の考えをもち、伝えたい事柄を話することができるようにする。指導例を挙げる。次のとおりである。

<例>第1学年及び第2学年 話題を意欲させる指導

学習課題 校内の好きな場所を友達に伝えよう。
ポイント：空想を児童の身近な言葉で言い換える。
T：校内で、みんなに教えたい好きな場所はありますか。
C：あります。
T：それはどこですか。
C：校庭のすべり台のところですか。
C：保護室です。
C：校門のそばにある大きな木のところです。
T：まだ、うまく見つからない人に聞きます。校内で「いいなあ」「きれいだなあ」と感じたり、「お気に入りだ」と考えたりしている場所はありますか。

このように、「好きな場所」を「校内」というように限定し、児童にとって身近なところに話題を設定することを通して、伝えたい事柄を意欲しやすくすることが考えられる。一方、話題をとらえることが難しい児童には、「好きな場所」を「きれいだなあと感じた場所」や「お気に入りだ」と考えたりしている場所」というように児童にとって身近な言葉で言い換える。話題が身近に感じられるようにすることが大切である。

このような指導を段階的に行っていくことによって、話題に対する自分の考えを話したり相手の考えを聞いて話し合いができるようになる。さらに、中学校では、討論や会議といった、話題に対して論理的に話し合うことへと発展していく。その際、小学校で身に付けた「話題をとらえて話し合う力」を活用して、生徒に話題と意見を対して考えさせ、自分の考えが話題に正対したものであるかどうか確かめながら、討論や会議を行うなど、小学校における指導とを大切にして活動させるように留意する。

「段階的な指導」の解説及び指導例を掲載している。

このページで示している「資質・能力」

領域ごとの「学習指導要領との関連」ページ

③ 学習指導要領との関連と段階的な指導

(1) 「話すこと・聞くこと」領域

ア 学習指導要領との関連

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
ア 身近なことなどから話題を決め、必要に応じて相手と話し合うこと。	ア 関心のあることなどから話題を決め、必要に応じて相手と話し合うこと。	ア 考えたことや伝えたいことなどから話題を決め、必要に応じて相手と話し合うこと。
イ 相手の意図に応じて、相手の事柄や自分の事柄や共通の事柄などについて話し合うこと。	イ 相手の意図に応じて、相手の事柄や自分の事柄や共通の事柄などについて話し合うこと。	イ 相手の意図に応じて、相手の事柄や自分の事柄や共通の事柄などについて話し合うこと。
ウ 事柄や目的、事柄の大きさや関係性などについて話し合うこと。	ウ 事柄や目的、事柄の大きさや関係性などについて話し合うこと。	ウ 事柄や目的、事柄の大きさや関係性などについて話し合うこと。
エ 大きなことについて話し合うこと。	エ 大きなことについて話し合うこと。	エ 大きなことについて話し合うこと。
オ 互いの意見を話し合うこと。	オ 互いの意見を話し合うこと。	オ 互いの意見を話し合うこと。

「言葉を使いこなす力」

① 話題をとらえて話し合う力

○ 話題に対する自分の考えを話したり相手の考えを聞いて、話し合いができる。

この領域で、「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」を示している。

資質・能力ごとのページへ

「学習の素地として確実に身に付けさせておく必要がある資質・能力」を育てるための段階的な指導の内容を学年ごとに示している。

同じ領域に、複数の資質・能力がある場合は、このページも複数のページとなる。